

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

			資料番号		担当課	畜産課
法令名	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	根拠条項	16-2	不利益処分の種類	畜舎建築利用計画の認定の取消	
(認定の失効等)						
第十六条 省略						
2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の認定を取り消すことができる。						
一 認定計画実施者が、偽りその他不正の手段により、第三条第一項の認定、第四条第一項の変更の認定又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。						
二 認定計画実施者が第三条第四項第二号又は第三号に該当するに至ったとき。						
三 認定計画実施者が、第四条第一項の変更の認定を受けなければならない事項を当該認定を受けないで変更したとき。						
四 認定計画実施者が、正当な理由がなく、認定畜舎建築利用計画に記載した建築等の工事の着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、又は建築等の工事の完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了しないとき。						
五 認定計画実施者が前条第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。						
六 認定計画実施者から認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめる旨の申出があったとき。						
3 都道府県知事は、第十条第五項、第十一条第二項若しくは第一項の規定により第三条第一項の認定（以下この項及び次項において単に「認定」という。）がその効力を失ったことを知ったとき、又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を認定計画実施者であった者又はその承継人（第十条第五項の規定により認定がその効力を失った場合にあっては譲受人等、第十一条第二項の規定により認定がその効力を失った場合にあっては清算法人等をそれぞれ含む。）に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。						